

フェニックス3期神戸沖埋立処分場（仮称）設置事業に係る
環境影響評価準備書に関する専門部会報告 骨子（案）

1 全般的事項

(1) 護岸への藻場の形成

藻場が形成・維持されやすい環境を整備することはもとより、可能な限り藻場の形成面積の確保に努める必要がある。

(2) 環境影響評価書への事業計画の諸元等の記載

事業計画の各種諸元や環境影響評価に用いた予測の前提条件について、評価書に記載する必要がある。

(3) 事後調査の実施

既設の最終処分場に係る事後調査の知見等も踏まえ、事後調査を実施する必要がある。

2 個別的事項

(1) 水環境

ア 排水処理施設の適切な維持管理と定期的な水質管理により、適正な水質の確保に努める必要がある。

イ 遮水工の施工管理の徹底を適切に行う必要がある。

ウ 護岸工事にあたっては、汚濁防止膜の適切な設置と定期的な水質調査を行い、必要に応じて適切な措置を講じる必要がある。

(2) 動物、植物、生態系

ア 生態系の指標種としてワカメを選定しているが、タマハハキモク等、予測に適した種を選定又は追加することが望ましい。

イ 工事の実施に伴って発生する水の濁りが、事業区域周辺の藻場に与える影響についても予測評価する必要がある。